

2 退職手当

(1) 退職手当の裁定及び支給額

退職手当の裁定及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	人員	金額
事務局	8人	173,971千円
小学校	575	9,269,305
中学校	270	3,898,865
高等学校	198	3,280,613
盲・ろう学校	15	162,573
養護学校	51	269,040
計	1,117	17,054,367

3 退職年金

(1) 年金の決定件数

退職年金等の決定件数は、次のとおりである。

退職年金	減額退職年金	障害年金	遺族年金	通算退職年金	計
652件	16件	12件	35件	3件	718件

(2) 支給人員及び支給額

退職年金等の支給人員及び支給額（昭和59年3月現在）は、次のとおりである。

年金種別	人員	金額
退職年金	7,234人	16,025,679千円
減額退職年金	178	247,998
障害	公務上	1,687
年金	公務外	236,507
遺族	公務上	5,322
年金	公務外	1,370,680
計	8,829	17,887,873

(3) 年金給付の状況

昭和58年度においては、恩給制度と同様に昭和57年度の公務員給与のベースアップが完全凍結され未実施となったため、年金の改善（増額）も抑制され実施されなかった。

(4) 共済年金法の改正

昭和58年5月30日法律第59号をもって地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律が公布された。

改正の概要は次のとおりである。

① 地方公務員共済組合連合会の設立

地方公務員共済組合の長期給付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たにすべての地方公務員共済組合をもって組織する「地方公務員共済組合」が設立された。

なお、当分の間、公立学校共済組合と警察共済組合は、連合会から除外されている。

② 定年等による退職をした者に係る長期給付の特例

○ 特例継続組合員の設定

地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等により退職した者のうち、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有しない者で定年等による退職前の組合員期間が、10年以上あること等一定の要件に該当する者については、その者の申出により退職後も引き続き地方公務員等共済組合法の長期給付に関する適用を受ける特例継続組合員となることができる。

○ 特例退職年金の設定

定年等により退職した者のうち、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有しない者で、定年等による退職前の組合員期間のうち、40才以上の組合員期間が、15年以上であること等一定の要件に該当するもの又は、その遺族に対して、特例退職年金等を支給することとしたこと。

また、特例継続組合員でその者の40才以上の組合員期間のうち、特例継続組合員期間以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員期間が、7年6月以上有し、40才に達した日の属する月以後の組合員期間が15年に達した場合についても支給できること。

この法律は、昭和59年4月1日から施行されたこと。

ただし、②については、昭和60年3月31日から施行することとされたこと。

4 退会金

（財）福島県教職員互助会の昭和58年度における退会金の給付概況は、次のとおりである。

給付件数	給付額
870件	176,634,700円

第4節 保健・厚生事業

1 県及び共済組合の共催事業

(1) へき地巡回検診

① 検診車による検診（16年目）

県人事委員会指定のへき地学校に勤務する教職員及びその被扶養者を対象として、公立学校共済組合東北中央病院の巡回検診車に医師及び医療技師が同乗し、14市町村、18会場にてのべ15日間検診車を運行して検診を実施した。

検査項目は内診、（聴打診・血圧測定）、尿一般検査、胃部間接撮影、肝機能検査のほか、医師の診断により心電図検査等を行った。

検査種別	検査結果			受診者	受診者に対する率		
	異常な なし	要注意	要治療		異常な なし	要注意	要治療
肝機能検査	455人	85人	4人	544人	83.7%	15.6%	0.7%
血圧測定	480	68	1	549	87.4	12.4	0.2
尿検査	470	77	—	547	85.9	14.1	—
胃部間接撮影	382	113	1	496	77.0	22.8	0.2
心電図検査	140	34	2	176	79.6	19.3	1.1